

# 指定介護予防支援事業所 彦根市地域包括支援センターきらら

## 【運営規程】

### (事業の目的)

第1条 公益財団法人豊郷病院が彦根市より委託を受け、運営する彦根市地域包括支援センターきらら(以下、事業所という)は、適正な運営を行うために人員及び管理運営に関する事項を定め、そこに従事するものにあつては、利用者や家族、関係者からの相談に応じ、適切なサービス提供がなされるよう関係機関とも連携し、利用者ができる限り自立した生活を営めるよう必要な援助を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助する。
- 2 利用者の心身の状況や環境に応じて、多様な事業者から利用者の選択に基づき、適切なサービスが総合的効果的に提供されるよう配慮する。
  - 3 利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立って公正中立に行う。
  - 4 関係機関や各種医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称	彦根市地域包括支援センターきらら
所在地	彦根市川瀬馬場町1015番地1

### (職員の職種・員数)

第4条 事業所に勤務する職種・員数・主な職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名(兼務可)  
社会福祉士 1名以上  
地域の総合相談窓口であり、権利擁護と総合相談業務を行う。
- 保健師・看護師 1名以上  
介護予防に関する普及活動や介護予防ケアマネジメントを行う。
- 主任介護支援専門員 1名以上  
介護支援専門員への支援やネットワークづくりを行う。
- 介護支援専門員 1名以上  
介護予防プランの作成や相談を受け、必要な援助を行う。

(サービス提供方法)

第5条 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して必要な情報を収集し、生活機能の低下の原因や背景等の分析を行い、解決すべき課題を把握する。

- 2 アセスメントは、利用者と職員との共同作業で行い、介護予防の考え方を説明するなどコミュニケーションの過程を通じて、生活機能が低下している行為への気づきや改善及び自立への意欲を引き出し、利用者が「できること」について共に見だし、利用者の主体的な活動や地域社会への参加を高めることを目指した支援を行う。
- 3 利用者および家族に対して課題に対する目標と具体策を示し、適切なコミュニケーションを通して、利用者の主体的な取組を引き出し、合意のプロセスを丁寧に進める。
- 4 利用者が取り組む行動や予防給付サービスを計画するだけでなく、同居家族の協力や近親者の見守りや支え、当該地域の住民による自発的な活動による非公的サービスや保健医療サービス、福祉サービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるように努める。
- 5 利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供する。
- 6 解決すべき課題に対して、利用者および家族と共同で作った、目標とする生活をイメージし、これに基づいたサービス内容を検討し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成する。
- 7 サービス担当者会議等を開催し、担当者に対する照会等により当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 8 介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者および家族に説明し、利用者から文書による同意を受ける。
- 9 当該予防サービス計画を利用者およびサービス提供担当者等に交付する。
- 10 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または当事業所が介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、双方の合意をもって介護予防サービス計画を変更する。
- 11 その他、介護予防サービス計画の作成に必要な業務を行う。

(営業日および営業時間)

第6条 事業所の営業日および営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日(但し、日祭日および12月29日～1月3日を除く)
- 2 営業時間 8時30分～16時50分  
※但し、土曜日は8時30分～12時40分

(利用料等)

第7条 利用料の額は、介護報酬の告示上によるものとするため、利用料の自己負担は生じない。但し、利用者が保険料を滞納している場合には、介護保険被保険者証の記載に応じて必要な額を請求する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、彦根市(河瀬、若葉、城陽、亀山学区)とする。

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、彦根市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(苦情対応)

第10条 事業所は、自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

(ハラスメント対策)

第11条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動があり業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するために相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 指定介護予防支援の提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用を発見した場合、速やかに、これを彦根市へ通報するものとする。

(秘密保持)

第13条 職員が業務上知り得たことについては、利用者がサービス提供に必要な場合を除いて他に漏れないようにする。職員の退職後も同様の扱いとする。

(職員の研修等)

第14条 職員の研鑽やサービス向上のため、事業所内外での研修に積極的に参加し、職員の資質の向上に努めるものとする。

(その他)

第15条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、彦根市をはじめ、公益財団法人豊郷病院、他関連事業所と協議の上定めることとする。

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

この規程は、平成24年6月1日から一部を改正して施行する。

この規程は、平成25年1月1日から一部を改正して施行する。

この規程は、平成27年2月1日から一部を改正して施行する。

この規程は、平成30年2月1日から一部を改正して施行する。

この規程は、平成30年3月1日から一部を改正して施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部を改正して施行する。